

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

令和2年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	生活保護に関する事務			
②事務の概要	「生活保護法」に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。 特定個人情報ファイルは生活保護法に基づき、以下の事務に利用している。 (1)生活保護受給決定に関する事務 ・住所情報、資産・所得額情報等から受給資格を確認し、受給決定を行う。 (2)生活保護扶助費決定に関する事務 ・世帯状況、所得額情報、他法活用情報等から生活扶助費支給額を決定する。 ・住所情報等から住宅扶助費支給額を決定する。 ・医療関係情報から医療扶助費支給額を決定する。 ・介護関係情報から介護扶助費支給額を決定する。 ・その他関係情報からその他の扶助費の支給額を決定する。 (3)生活保護受給者状況の管理に関する事務 ・転出、転入、出産、死亡等の情報から生活保護受給者の状況を管理する。 (4)返還金・徴収金の管理等 ・資産・所得額情報から保護に要する費用の返還額の決定を行う。(既に生活保護を受給していない者も含む) ・返還金の滞納がある者に対し督促を行う。			
③システムの名称	生活保護システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
生活保護システムファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、第2項 別表第一の第15項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号。以下「別表第一主務省令」という。) 第15条 (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号条例」という。) 第〇〇条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	・番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二 (1)別表第二における情報提供の根拠 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (2)別表第二における情報照会の根拠 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) (1)別表第二主務省令における情報提供の根拠 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 (2)別表第二主務省令における情報照会の根拠 第19条			
5. 評価実施機関における担当部署				

①部署	健康福祉局生活福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市民経済局市民生活部市政情報室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号052-972-4623 名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]